

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、塗料・交通安全の領域において「独創性に溢れた発想」と「高度な複合化技術」によって開発した製品と関連するサービスを提供することにより「安全かつ快適な住環境・屋外環境」を実現し、「生活者との信頼関係」を築くことで「社会に貢献すること」により企業価値を高め需要者の満足を得ることを経営の基本方針としています。その実現に資するべく、当社は、リスクマネジメントを経営の重要課題に掲げ、コンプライアンスについてもリスクマネジメントの観点から取り組み、コーポレート・ガバナンス体制の強化をはかることを経営の重要課題の一つと位置付けています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社に対して適用されている基本原則のすべてを実施しています。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|----------|-------|
| 西川不動産株式会社 | 978,427 | 13.51 |
| アトミクス取引先持株会 | 843,400 | 11.64 |
| 東京中小企業投資育成株式会社 | 700,000 | 9.66 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 321,000 | 4.43 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75715口) | 301,700 | 4.16 |
| 西川 正洋 | 280,515 | 3.87 |
| ナラサキライン株式会社 | 134,700 | 1.85 |
| 東洋テック株式会社 | 126,000 | 1.73 |
| アトミクス社員持株会 | 110,762 | 1.52 |
| 楠本化成株式会社 | 106,000 | 1.46 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

| | |
|----|----|
| 業種 | 化学 |
|----|----|

| | |
|---------------------|--------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
|---------------------|--------------|

| | |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
|-------------------|-----------------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

社外監査役石川氏は、当社と原材料の仕入取引の関係にあります楠本化成株式会社の取締役就任に就任していますが、原材料の購入につきましては市場価格を勘案し、交渉の上、一般取引条件と同等に決定しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 田中滋子 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|---|
| 田中滋子 | | | 経歴を通じて培われた豊富な知識及び経験ならびに幅広い見識を有しており、当社の事業戦略に様々な観点から助言を頂けると判断して選任しています。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しています。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 4名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するよう努めています。また、会計監査人から取締役の職務遂行に関する不正行為の有無や法令、定款に違反する重大な事実がなかったどうか等の報告を受けています。

また、監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めています。また、必要に応じて内部監査室から報告を求めたり、特定事項について調査を依頼するなど連携をはかっています。また、当社は内部監査室のほかに管理専門部署として社長室を設置し、当社及び当社子会社の業務目標の進捗状況や業績管理のほか、ISO9001・14001体制の管理、リスクマネジメント、コンプライアンス活動を行っています。監査役は内部監査室と同様に社長室と緊密な連携をはかっています。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 石川伸吾 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 上原左多男 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 石川伸吾 | | 当社と原材料の仕入取引の関係にあります楠本化成株式会社の取締役であります。原材料の購入につきましては市場価格を勘案し、交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しています。 | 監査役体制の独立性、中立性一層高めるとともに、独立、中立的立場から「経営的観点に立って経営上の意思決定や業務執行の適法性の監査を行う」などの監査と意見表明が期待できるため。 |
| 上原左多男 | | | 税理士としての専門知識と豊富な経験から、監査役体制の独立性、中立性一層高めるとともに、独立、中立的立場から「会計上の専門的観点に立って経営上の意思決定や業務執行の適法性の監査を行う」などの監査と意見表明が期待できるため。また、当社から独立的な立場にあることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しています。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 2名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

長期的な視野に立った「安定した成長」と「中長期の安定した配当の継続」を基本方針としているため。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)に全取締役の総額を開示。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第73期(2019年4月1日～2020年3月31日)

報酬等の総額82百万円(基本報酬74百万円、退職慰労金8百万円)

注)上記金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。

上記金額には、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでいます。

役員の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、規程に従い、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。役員の総額の報酬限度額については、2007年6月28日開催の第60期定時株主総会において、取締役は年額1億30百万円(使用人兼務分除く)、監査役は年額30百万円と決議されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役が、取締役会、役員会及び各種経営会議体に出席し、各取締役や必要に応じ責任者から説明を聞くことにより適宜必要な情報を入手できる体制を整えています。

社外監査役は常勤監査役と綿密に連絡を取り合っています。また、常勤監査役は当社の管理専門部署(内部監査室、経営戦略室)と緊密に連携をはかっており、常勤監査役を経由して、適宜必要な情報が入手できる体制が構築されています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|----|-------|------|---------------------------|--------|----|
| | | | | | |

その他の事項

当社は、相談役・顧問等の制度はありますが、現在 過去に代表取締役を就任していた者で相談役・顧問等に就任している者はいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における企業統治の体制は、監査役制度を採用した経営体制を採用しています。当社の役員構成は取締役6名、監査役3名で構成され、うち、社外取締役1名(独立役員)、社外監査役2名(1名独立役員)を選任しています。

[取締役会]

毎月1回の定例取締役会と必要に応じた臨時取締役会を行い、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しています。常に社外役員も出席し、意思決定・業務執行に関して公正・客観的な立場から監視を行っています。構成員は、代表取締役社長神保敏和を議長とし常勤取締役4名(村岡正己、花形裕透、小川博巳、富士田学)、社外取締役1名(田中滋子)、常勤監査役1名(佐藤亮介)、社外監査役2名(上原左多男、石川伸吾)の9名です。

[監査役会]

毎月1回の定例監査役会と必要に応じた臨時監査役会を行っています。主に常勤監査役が重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、重要文書の閲覧や職務遂行状況の聴取などを随時行い、社外監査役と情報共有及び意見交換をし、経営上の意思決定や業務執行の適法性の監査を行っています。構成員は、常勤監査役佐藤亮介、社外監査役上原左多男・石川伸吾の3名です。

[経営会議]

取締役、各事業部の責任者及び常勤監査役で構成される経営会議(役員会)を毎月1回行っています。取締役会付議事項の検討及び決定、経営上の重要事項の審議及び決定、各事業部からの議案等の審議を行っています。なお、社外取締役も出席し意見等を述べています。リスクマネジメント委員会とも連携を取りコンプライアンスの向上を図っています。構成員は、取締役6名(神保敏和、村岡正己、花形裕透、小川博巳、富士田学、田中滋子(社外取締役))、常勤監査役1名(佐藤亮介)、執行役員3名(川端裕之、鈴木太亮、宮里勝之)の10名が基本となり、その他議案により各部門責任者等が出席します。

[リスクマネジメント委員会]

取締役、各事業部の責任者及び常勤監査役で構成され、毎月1回行っています。代表取締役社長が委員長となり、グループ全体のコンプライアンスに係る議案を審議し、必要であればリスクマネジメントプロジェクトを立ち上げリスクマネジメント活動を行っています。構成員は、取締役6名(神保敏和、村岡正己、花形裕透、小川博巳、富士田学、田中滋子(社外取締役))、常勤監査役1名(佐藤亮介)、執行役員3名(川端裕之、鈴木太亮、宮里勝之)の10名が基本となり、その他議案により各部門責任者等が出席します。

なお、各会議の議案において法律上の確認を必要とする事項においては、顧問契約を結んでいる弁護士、税理士等にアドバイスを受け適法性に留意しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は企業規模及び迅速な経営判断を行うため当該企業統治の体制を採用しています。また、社外取締役による業務執行の監視、監督等が適正に働いていることと、社内業務に精通している常勤監査役、経営・財務に精通している社外監査役の監査により管理体制は十分に機能していると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページに「IRポリシー」として掲載しています。 | |
| IR資料のホームページ掲載 | IRに関するURL (https://www.atomix.co.jp/) ホームページに掲載している「株主・投資家の皆様へ」(適時開示資料、株価情報(リンク)、有価証券報告書、年次報告書、電子公告、IRポリシー・免責事項) | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署(管理統括部総務部)、IR事務連絡責任者・問い合わせ先責任者(管理統括部長 富士田 学) | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「内部者取引規則」を定めています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境理念、環境への取組み状況、社会活動への取組み状況をホームページ上で公開し、適宜更新しています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社ホームページの「IRポリシー」の中に掲載しています。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は「業務の有効性と効率性をはかり、財務報告の信頼性を向上させるとともに関連法規の遵守をはかる」ことを目的とする内部統制システムを設置し、これを運営管理することにより、社会調和（環境、周辺住民）をはかり、株主・会社（従業員と取引先）・お客様（消費者）の利益に貢献します。

内部統制で取り組む課題

- [企業文化・倫理面]からの監視・統制
- [会社の規則・制度面]からの監視・統制
- [事業戦略、営業活動の有効性、効率性]についての監視・統制
- [組織体制（業務の実施・管理の仕組み）の有効性]の監視・統制
- [財務報告の信頼性向上]のための監視・統制
- [株主 / 投資家重視のIR、情報公開]についての監視・統制
- [関連法規等の遵守]のための監視・統制
（会社法、金融証券取引法、上場規程、適時開示規則、環境関連法、労働基準法、税法、会計基準、その他の法規、規制）

(2) 整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の適正を確保するために必要な体制を整備することに努めています。企業文化・倫理面、事業戦略・組織体制の有効性と効率性、会社法・金融商品取引法・上場規程等について自律的で継続的な監視活動を行うため、社内規則の整備を行うとともに、代表取締役社長直属の内部監査室を設置するほか、役員（執行役員含む）で構成するリスクマネジメント委員会（以下、RM委員会という。）と、同委員会の指示のもと実務作業を行うリスクマネジメントプロジェクト（以下、RMプロジェクトという。）を適時設置し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、当社及び子会社の主な経営会議と現業部門を有機的に結びつけた継続的なリスクマネジメント活動を行っています。（参考資料1「模式図」をご参照ください。）情報管理につきましては、情報及び情報機器とシステム全体を重要な情報資産と位置付け、規程と基準を設けて運用管理とリスク管理を行っています。

(3) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会議事録をはじめ取締役の職務の執行に係る情報につき、関連する規程、マニュアルに従い、適切に保存及び管理する。
 - b. 上記情報の保存及び管理について、取締役及び使用人に周知徹底する。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理の確保については役員（執行役員含む）で構成するRM委員会と同委員会の指示のもと実務作業を行うRMプロジェクトが担当する。
 - b. RM委員会とRMプロジェクトが当社及び子会社が抱えるリスクを調査・抽出し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、子会社を含む経営会議体、現業部門と連携してリスクマネジメントを行う。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会規則において取締役会での決議事項、報告事項を明記するとともに、各取締役は職務分掌、組織運営規程に基づき職務権限の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。
 - b. 各取締役は当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、取締役に対して効率的に報告が行われる体制を構築するよう取締役会に適宜提案する。
 - c. 経営戦略室は当社及び各子会社から適時業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、適宜RM委員会又は取締役会に報告を行う。
 - d. 執行役員制度により、経営判断の迅速化、業務執行の意識向上及びその責任の明確化を図っている。
- 4 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. RM委員会とRMプロジェクトを設置し、リスクマネジメントの観点からコンプライアンスに取り組む。
 - b. 取締役及び使用人に対し、役職・職務に応じてコンプライアンスに必要な研修を行い啓蒙する。
 - c. 業務執行部門から独立した組織体として内部監査室を設置し、監査役と連携をはかり業務プロセスを監査し、不正の発見、防止と業務プロセスの改善に努める。
- 5 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 監査役は、当社と同様に子会社の取締役及び使用人に対して、必要に応じて報告を求めたり、内部監査室、経営戦略室と連携して調査を行い、業務プロセスを監査する。
 - b. 子会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、子会社についても当社の内部統制システムに組み込み、当社を含む企業集団全体での業務の適正化をはかる。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - a. 取締役会は監査役会が求めた場合は監査役会の求める職務の補助を行うことができる専門知識を有する使用人を速やかに監査役スタッフとして任命する。
 - b. 取締役及び使用人は監査役スタッフの調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。
- 7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役スタッフは、取締役等の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたる。
 - b. 監査役スタッフの発令、異動、考課、懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
 - a. 取締役及び使用人は内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合はその都度報告するものとし、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - b. 取締役は-8a.の報告義務について、使用人に周知する。
 - c. 監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役は監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換、意見を交換する機会を確保する。
 - b. 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、監査役より監査に必要な費用を確認し予算計上することにより、その費用を負担する。
 - c. 監査役は、当社及び子会社の各種会議体及び取締役会に出席し、取締役及び使用人に対して職務執行状況の確認及び説明を求めることが

きる。

(4) 子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況

子会社管理規程に基づき子会社に対し必要な会計監査及び業務監査を行い、また、経営戦略室が各子会社からの業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、リスク評価を行い、リスクマネジメント委員会または取締役会に報告を行っています。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

-1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- a. 反社会的勢力による不当要求には会社組織全体で対処する。
- b. 反社会的勢力による不当要求に対しては警察や弁護士などの外部専門機関と連携し、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
- c. 反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を持ちません。また、資金提供は絶対に行わない。

-2 反社会的勢力排除に向けた体制の整備について

- a. 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、会社の基本方針を社長名で発信し、社内に徹底する。
- b. 社則で「反社会的勢力に対する基本的な考え方と対処方法」を明確にします。また、「報告・連絡・相談制度」と連動させることで隠れた被害の発生を防止する。
- c. 反社会的勢力に関する情報の収集と社員への教育、指導を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力に対する考え方は次の通りです。また、就業規則でこれを規定しています。

反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもってはならない。万一、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は担当者や担当部署だけで対応してはならない。すみやかに総務部長に報告し、警察や弁護士など外部専門機関と連携して会社・組織全体として対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

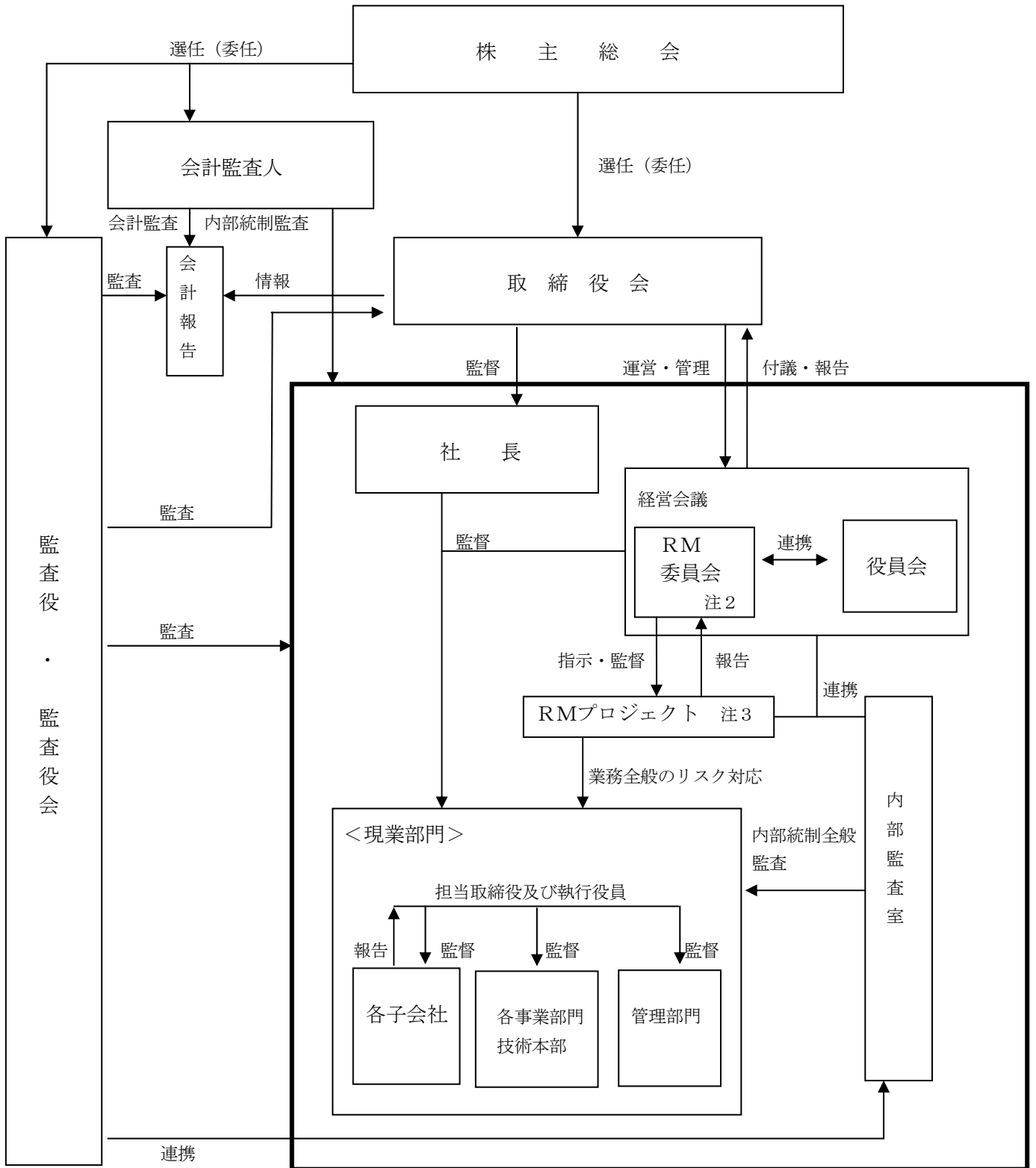
現在、安定株主の所有する議決権比率が過半数を占め、今後も継続して所有していただけるものと見込んでいます。よって、現時点では具体的な対策を講じる予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

重要な決定事実・発生事実および決算に関する情報は、情報取扱責任者に集約し、社長・取締役会で審議・検討したのち、適時開示規則に照らし、情報開示担当部署を通じて公表しています。参考資料2 [模式図] 「当社の会社情報の適時開示に係る社内体制」をご参照ください。

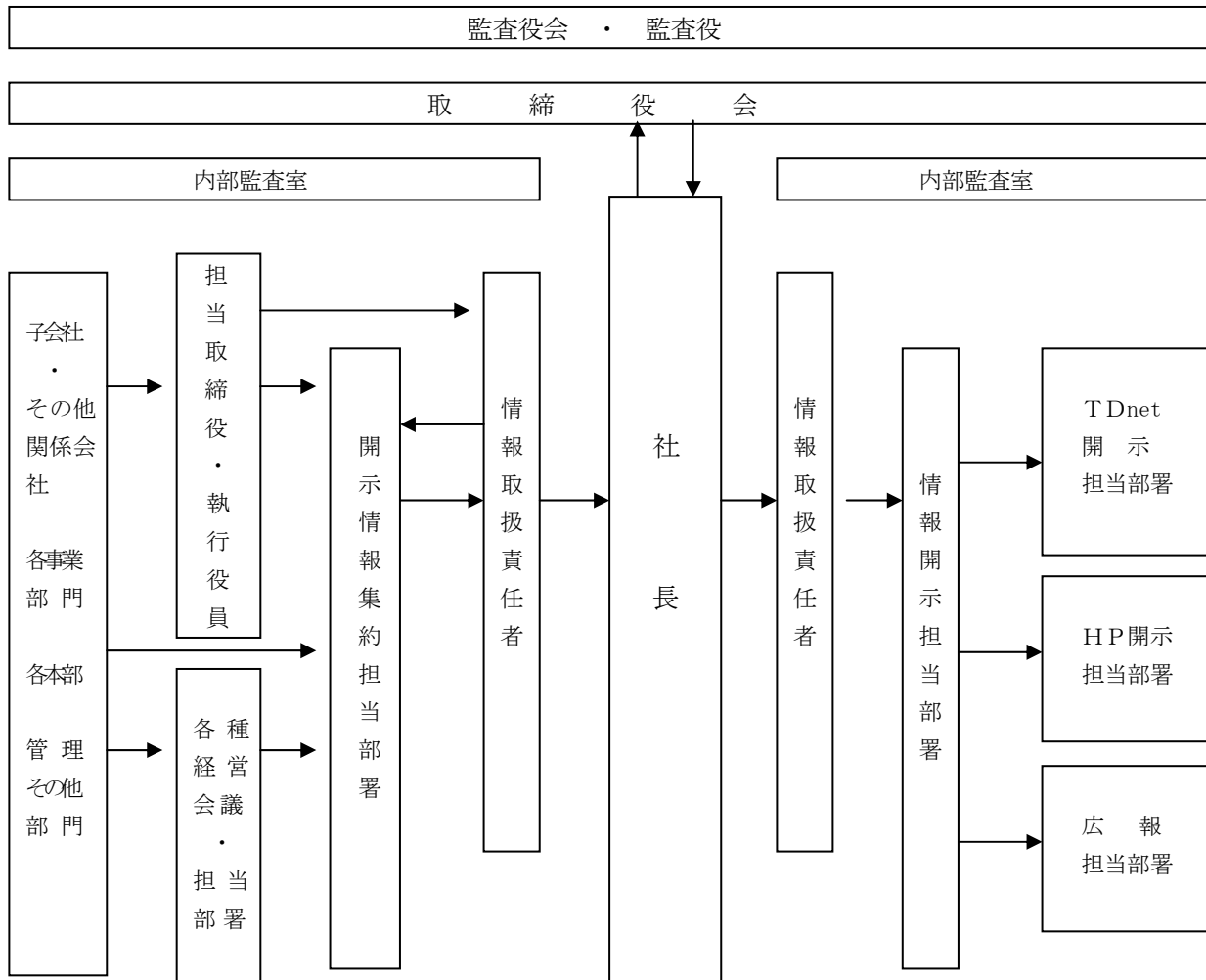
別表1

コーポレート・ガバナンス と 内部統制システム(太線内側)



注1. RM : リスクマネジメント
 2. RM委員会 : RM委員会は役員で構成し、社長を委員長とする
 3. RMプロジェクト : 必要に応じて、RM委員会が指名する専門スタッフ（財務、情報システム、法律など各分野の専門知識を有するもの）で構成する

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制



（注）矢印は情報の流れを表しています。